



2016年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2016年5月22日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月29日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X社に勤務するAさん（44歳）は、妻Bさん（44歳）および長男Cさん（8歳）との3人暮らしである。Aさんは、平成28年5月末日付でX社を早期退職し、6月からパソコンのスキルを生かし、個人事業主としてパソコン教室を開業する予定である。Aさんは、X社退職後に個人事業主となった場合における社会保険および老後資金の準備について詳しく知りたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよびその家族に関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和46年10月15日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕



平成15年3月以前の平均標準報酬月額 32万円（156月）

平成15年4月以後の平均標準報酬額 50万円（158月）

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和46年6月20日

高校卒業後から33歳でX社を退職するまでは厚生年金保険に加入（被保険者期間は180月）。X社退職後はAさんの被扶養配偶者として国民年金に加入している。

(3) 長男Cさん（小学生）

生年月日：平成19年9月10日

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさん、妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後の国民年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「Aさんは、X社を退職後、国民年金に()として加入することになります。国民年金の保険料は、平成28年度については月額16,260円となっており、毎月の保険料の納期限は原則として翌月の末日です」

)「パソコン教室の開業後に収入の減少等により国民年金の保険料を納めることが経済的に難しくなった場合は、保険料の免除を申請することができます。申請免除の場合、免除される保険料の額は、前年の所得額等に応じて、全額や4分の3など()種類があります。また、免除された期間の保険料は、追納することができますが、追納がない場合、その保険料免除期間は、所定の割合で老齢基礎年金の年金額に反映されます。仮に、Aさんが保険料の4分の3免除を受け、残り4分の1の保険料を納付し、その期間に係る保険料の追納や国民年金への任意加入を行わなかった場合、その保険料免除期間の月数の()に相当する月数が老齢基礎年金の年金額に反映されます」

語句群

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| イ．第1号被保険者 | ロ．第2号被保険者 | ハ．第3号被保険者 |
| ニ．3 | ホ．4 | ヘ．5 |
| リ．8分の6 | ト．2分の1 | チ．8分の5 |

《問2》 Aさんが平成28年5月末日付でX社を退職し、その後個人事業主となった場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額(平成27年10月時点の本来水準による価額)を計算した次の計算式 の空欄 に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。また、下記の空欄 に入る適切な語句を、解答用紙の「される/されない」のいずれかから選び、適切なものをマルで囲みなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の 資料 を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

計算式

1. 報酬比例部分の額(円未満四捨五入)

$$\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times \quad \text{月} + \quad \text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \quad \text{月} = (\quad) \text{円}$$

2. 経過的加算額(円未満四捨五入)

$$1,626 \text{円} \times \quad \text{月} - 780,100 \text{円} \times \frac{\quad \text{月}}{\quad \text{月}} = \quad \text{円} (\quad) \text{円}$$

3. 基本年金額(上記「1+2」の額)

円

4. 加給年金額(解答用紙の「される/されない」のいずれかをマルで囲むこと)

Aさんの場合、加給年金額は加算()。

5. 老齢厚生年金の年金額

()円

資料

老齢厚生年金の年金額(平成27年10月時点の本来水準による価額)

下記、老齢厚生年金の計算式の () + () + ()

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = a + b

a 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

b 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

) 経過的加算額 = 1,626円 × 被保険者期間の月数

$$- 780,100 \text{円} \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

) 加給年金額 = 390,100円(要件を満たしている場合のみ加算すること)

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが平成28年5月末日付でX社を退職し、その後個人事業主となった場合における老後資金の準備についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには ×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料のほかに月額200円の付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金の受給時に、『400円×付加保険料納付済月数』の算式で算出した額を付加年金として受け取ることができます」

「Aさんは、確定拠出年金の個人型年金に最長で65歳になるまで加入し、その掛金を拠出することができ、通算加入者等期間に応じた所定の年齢に達した際に老齢給付金を受け取ることができます」

「Aさんが小規模企業共済に加入する場合、小規模企業共済の毎月の掛金は、1,000円から70,000円の範囲内(500円単位)で選択することができ、その全額が所得控除の対象となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（59歳）は、平成20年4月から個人向け国債（変動金利型10年満期）を保有してきたが、平成28年9月に勤務先から退職金を受け取る予定もあり、投資対象を少し広げたいと考えている。

Aさんは、ETF（上場投資信託）および株式会社Xの社債（X社社債）を投資対象の候補として考えており、ETFや債券による資産運用について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。また、Aさんは、個人向け国債についても改めて確認したいと考えている。

X社社債に関する資料は、以下のとおりである。

X社社債に関する資料

- ・表面利率：1.2%
- ・残存期間：4年
- ・購入価格：103.5円（額面100円当たり）
- ・償還価格：100円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、個人向け国債について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「個人向け国債には、変動金利型10年満期、固定金利型5年満期、固定金利型()満期があります。Aさんは、現在、変動金利型10年満期をお持ちですが、その適用利率の設定方法は平成23年7月発行分から変更されており、それ以降に変動金利型10年満期を購入した場合、その適用利率は、基準金利に()ものとなります。なお、基準金利は各利子計算期間の開始日の前月までの最後に行われた10年固定利付国債の入札における平均落札利回りとなりますが、変動金利型10年満期には、最低金利が保証されており、適用利率は、その下限である()を下回ることはありません」

語句群

イ．1年 ロ．2年 ハ．3年 ニ．0.5を乗じた ホ．0.66を乗じた
ヘ．0.8を乗じた ト．0.01% チ．0.03% リ．0.05%

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、ETFおよびX社社債について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「ETFは、証券取引所に上場されている投資信託であるため、証券会社に注文を委託することにより、指値注文・成行注文による売買を行うことができます」

「ETFの信託報酬率は、一般に、他の非上場の投資信託よりも低くなっています。また、どの証券会社を通してETFを買い付けても、売買委託手数料はかかりません」

「X社社債は、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となりますので、NISAを利用することにより、X社社債についての売買益や利息は非課税となります」

《問6》 X社社債を《設例》の条件で購入した場合について、次の ~ をそれぞれ求めなさい（計算過程の記載は不要）。なお、答 は%表示の小数点以下第3位を四捨五入することとし、税金や手数料は考慮しないものとする。

X社社債を購入した場合の直接利回り

X社社債を購入し、償還まで保有した場合の最終利回り（年率・単利）

X社社債を購入し、2年後に額面100円当たり101.50円で売却した場合の所有期間利回り（年率・単利）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、妻Bさん（42歳）および長男Cさん（21歳）との3人家族である。Aさんは、非上場企業X社の株式（X社株式）を8年前に父から相続により取得し、毎年配当金を受け取っており、平成27年中にはX社株式に係る配当金80万円（源泉徴収前）を受け取っている。なお、このX社株式を取得するための借入金はない。また、Aさんは、平成27年中に、加入していた下記の生命保険を解約し、解約返戻金を受け取っている。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 会社員
- ・ 妻Bさん : 専業主婦。平成27年中にパートタイマーとして給与収入110万円を得ている。
- ・ 長男Cさん : 大学生。平成27年中に収入はない。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額 : 900万円
- ・ 生命保険の解約返戻金 : 800万円
- ・ X社株式に係る配当金の金額 : 80万円

Aさんが平成27年中に解約した生命保険に関する資料

- 保険の種類 : 一時払変額個人年金保険
- 契約年月 : 平成18年7月
- 契約者（＝保険料負担者） : Aさん
- 解約返戻金額 : 800万円
- 正味払込保険料 : 730万円

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成27年分の所得税の所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

納税者は、自身に控除対象配偶者や控除対象扶養親族がいる場合、配偶者控除や扶養控除の適用を受けることができる。

控除対象配偶者とは、原則として、その年の12月31日の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている者等を除く）のうち、その年分の合計所得金額が（ ）以下である者とされている。Aさんの場合、妻Bさんの平成27年分の合計所得金額が（ ）を超えているため、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることはできない。なお、Aさんの平成27年分の合計所得金額が（ ）以下であることなどの所定の要件を満たす場合、Aさんは、妻Bさんについて配偶者特別控除の適用を受けることができる。

また、控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、原則として、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上である者とされている。扶養控除額は、扶養親族の年齢等により区分されており、Aさんが長男Cさんについて扶養控除の適用を受ける場合、その控除額は（ ）である。

語句群

イ．38万円	ロ．48万円	ハ．58万円	ニ．63万円	ホ．65万円
ヘ．130万円	ト．1,000万円	チ．1,500万円	リ．2,000万円	

《問8》 配当金に係る所得税の課税関係等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

配当控除の適用を受けた場合、その年分の所得税額から一定の金額を控除することができる。

非上場株式の配当金で、1回に支払を受ける金額が、15万円に配当計算期間の月数を乗じて、これを12で除して計算した金額以下である場合には、当該配当金について少額配当として確定申告不要制度を選択することができる。

株式等の配当所得について確定申告不要制度を選択した場合、その年分の所得税について、当該配当所得に係る配当控除の適用を受けることはできない。

《問9》 Aさんが平成27年分の所得税において、X社株式の配当金について配当控除の適用を受けた場合の所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

	給与所得の金額	()円
	一時所得の金額	円
	配当所得の金額	800,000円
(a)	総所得金額	()円
(b)	所得控除の額の合計額	2,650,000円
(c)	課税総所得金額	円
(d)	算出税額(cに対する所得税額)	()円
(e)	税額控除	()円
(f)	差引所得税額(基準所得税額)(d - e)	円
(g)	復興特別所得税額	円
(h)	所得税および復興特別所得税額	円
(i)	所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額	円
(j)	所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額	円

資料 配当控除の計算式

<ul style="list-style-type: none"> 課税総所得金額が1,000万円以下の場合 配当控除額 = 配当所得の金額 × 10% 課税総所得金額が1,000万円超の場合 配当控除額 = $\left(\begin{array}{l} 1,000\text{万円超の部分の金額} \\ \text{に含まれる配当所得の金額} \end{array} \right) \times 5\% + \text{その他の配当所得の金額} \times 10\%$

資料 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	~ 180	収入金額 × 40% <small>(65万円に満たない場合は、65万円)</small>
	180 ~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
	360 ~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
	660 ~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
	1,000 ~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
	1,500 ~	245万円

資料 所得税の速算表(一部抜粋)

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下	%	万円
	~ 195	5	
	195 ~ 330	10	9.75
	330 ~ 695	20	42.75
	695 ~ 900	23	63.6
	900 ~ 1,800	33	153.6

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

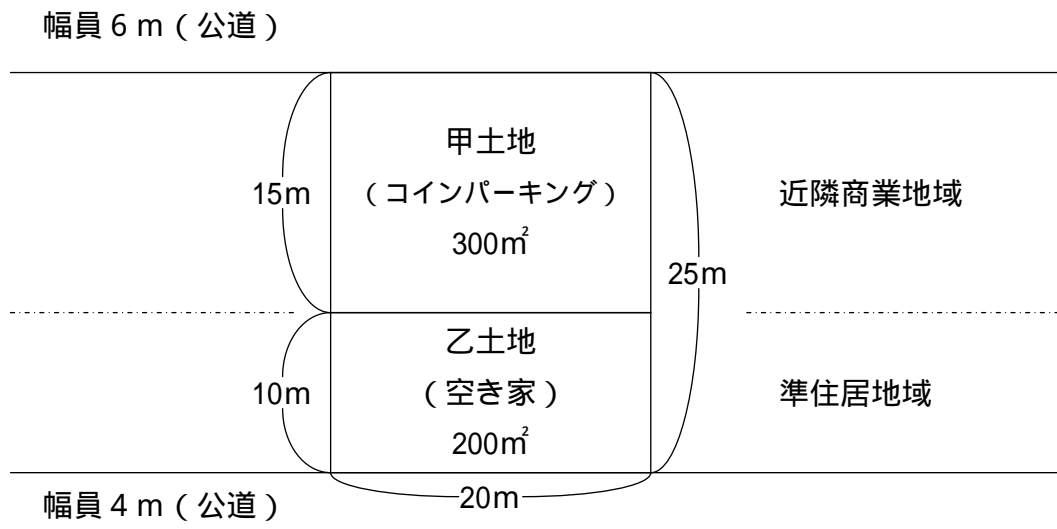
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（60歳）は、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人で自己所有のマンションで暮らしている。Aさんは、昨年2月に死亡した母の相続により、コインパーキング（甲土地）および母の居住していた住宅とその敷地（乙土地）を取得した。Aさんには乙土地上の住宅に居住する予定はなく、乙土地上の住宅は1年以上空き家の状態が続いているため、Aさんは、これを取り壊したうえで、甲土地と乙土地との一体利用により賃貸アパートを建築したいと考えている。また、Aさんは、建築する賃貸アパートの1室を、2年後、現在高校生の甥が大学に入学した際に貸したいと考えている。

甲土地および乙土地に関する資料は、以下のとおりである。

甲土地および乙土地に関する資料



甲土地

- ・用途地域 : 近隣商業地域
- ・指定建ぺい率 : 80%
- ・指定容積率 : 400%
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 × $\frac{6}{10}$
- ・防火規制 : 防火地域

乙土地

- ・用途地域 : 準住居地域
- ・指定建ぺい率 : 60%
- ・指定容積率 : 300%
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 × $\frac{4}{10}$
- ・防火規制 : 準防火地域

指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

乙土地は、特定行政庁が指定する幅員 6 m の区域には該当しない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地および乙土地の一体利用により賃貸アパートを建築する場合の建築基準法上の規制に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 甲土地と乙土地を一体とした土地の上に賃貸アパートを建築する場合、賃貸アパートまたはその敷地の全部について、()地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

) 防火地域内においては、原則として、地階を含む階数が()以上または延べ面積が100m²を超える建築物は耐火建築物としなければならないこととされており、また、準防火地域内においては、原則として、地階を除く階数が4以上または延べ面積が()を超える建築物は耐火建築物としなければならないこととされている。なお、建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合、原則として、その建築物の全部について、防火地域内の建築物に関する規定が適用される。

語句群

イ．近隣商業 ロ．第一種住居 八．準住居 ニ．2 ホ．3
ヘ．5 ト．500m² チ．1,000m² リ．1,500m²

《問11》 Aさんが、甲土地および乙土地を一体利用して耐火建築物を建築する場合の、最大建築面積および最大延べ面積を求める次の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 _____ 」で示してある。

計算式

1. 最大建築面積

$$\begin{aligned} &\cdot \text{甲土地} \quad 300\text{m}^2 \times \quad \% = \quad \text{m}^2 \\ &\cdot \text{乙土地} \quad 200\text{m}^2 \times \quad \% = (\quad) \text{m}^2 \\ &\quad \quad \quad \text{m}^2 + (\quad) \text{m}^2 = (\quad) \text{m}^2 \end{aligned}$$

2. 最大延べ面積

(ア) 容積率の判定

・甲土地

指定容積率：400%

前面道路幅員による容積率の制限： _____ %
_____ %

・乙土地

指定容積率：300%

前面道路幅員による容積率の制限：(_____) %
_____ %

(イ) 最大延べ面積

$$\begin{aligned} &\cdot \text{甲土地} : 300\text{m}^2 \times \quad \% = \quad \text{m}^2 \\ &\cdot \text{乙土地} : 200\text{m}^2 \times \quad \% = \quad \text{m}^2 \\ &\quad \quad \quad \text{m}^2 + \quad \text{m}^2 = (\quad) \text{m}^2 \end{aligned}$$

《問12》 Aさんが、賃貸アパートを建築し、経営する場合の留意点に関する次の記述 ~
について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、Aさんが建築した賃貸アパートの賃貸を自ら行う場合には宅地建物取引業の免許を取得する必要があるが、宅地建物取引業者を介して賃貸する場合には宅地建物取引業の免許の取得は不要である。

Aさんが賃貸借期間を2年間とする定期建物賃貸借契約を有効に締結した場合、Aさんは、期間満了の1年前から6カ月前までに、賃借人に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をすることにより、期間の満了時に契約を確定的に終了することができる。

Aさんは、所定の要件を満たすことにより、建築した賃貸アパートの敷地について「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」の適用を受けることができ、この場合、住宅1戸当たり200㎡までの小規模住宅用地について、固定資産税の課税標準となるべき価格は3分の1となる。

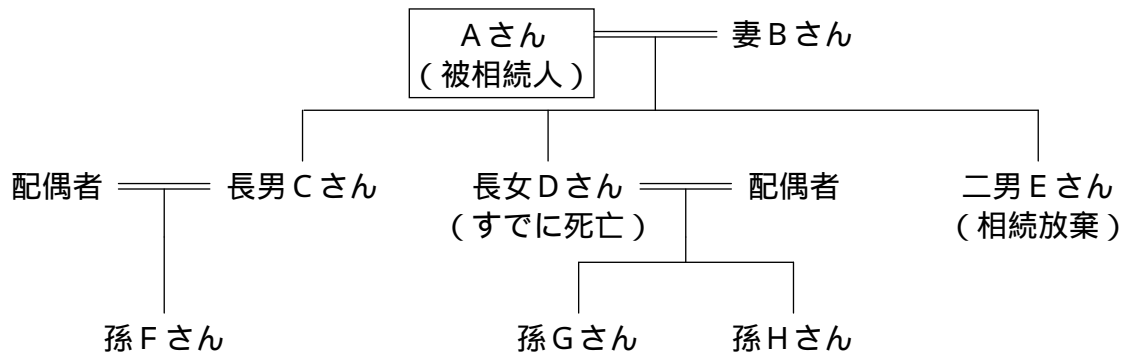
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成28年1月に病気により70歳で死亡した。Aさんには妻Bさん（68歳）との間に長男Cさん（42歳）、長女Dさんおよび二男Eさん（35歳）の3人の子がいるが、長女Dさんは平成23年に死亡している。Aさんは、生前に公正証書遺言を作成しており、その遺言に従い、Aさんの自宅の敷地および家屋は妻Bさんが相続する予定である。なお、二男Eさんは、生前にAさんから財産の贈与を受けていることもあり、Aさんの相続に関して相続の放棄をしている。また、Aさんは、孫Fさん（15歳）、孫Gさん（13歳）および孫Hさん（10歳）に対しても、生前に贈与を行っている。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況

- ・預貯金 : 1億5,000万円
- ・有価証券 : 9,500万円
- ・自宅の敷地（350m²） : 1億4,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）
- ・自宅の家屋 : 2,000万円（相続税評価額）

Aさんが生前に行った贈与の内容

平成24年に二男Eさんに駐車場用地（贈与時点の相続税評価額は6,000万円、相続開始時点の相続税評価額は7,000万円）を贈与し、二男Eさんはこの贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた。

平成26年に孫Fさん、孫Gさんおよび孫Hさんに「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用を受けて、それぞれ現金1,000万円を贈与した。なお、この特例に係る教育資金管理契約はAさんの相続開始時点で終了しておらず、Aさんの死亡日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額はいずれも500万円である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) Aさんは、公正証書により遺言を作成しており、この方式による遺言については相続開始後における家庭裁判所による検認は不要である。また、Aさんの相続に関し、相続税の申告義務を有する者は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から原則として()以内に、相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

) 妻Bさんは、Aさんの遺言により取得する自宅の敷地について、特定居住用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(以下、「本特例」という)」の適用を受けることにより、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、限度面積()までの部分について80%の減額を受けることができる。なお、本特例の適用を受けるためには、原則として相続税の申告期限までに適用の対象となる遺産の分割を行う必要があるが、仮に相続税の申告期限までに遺産の分割ができなかった場合であっても、相続税の申告書に「申告期限後()以内の分割見込書」を添付して提出し、相続税の申告期限から()以内に遺産の分割を行った場合には、本特例の適用を受けることができる。

語句群

イ．3カ月 口．8カ月 八．10カ月 ニ．1年 ホ．2年
へ．3年 ト．200m² チ．240m² リ．330m²

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

二男EさんがAさんから贈与を受けた駐車場用地については、贈与時点の相続税評価額6,000万円により相続税の課税価格に算入される。

孫がAさんから贈与を受けた教育資金に関して、Aさんの死亡日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額500万円については、その孫がAさんの相続により財産を取得するか否かにかかわらず、いずれも相続税の課税価格には算入されない。

孫Gさんおよび孫Hさんが長女Dさんの代襲相続人としてAさんの財産を相続により取得した場合、これらの者に係る相続税額は2割加算の対象となる。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)が3億円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	3億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
長男Cさん	()万円
∴	∴
相続税の総額	()万円

資料 相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
~ 1,000	10%	-
1,000 ~ 3,000	15%	50万円
3,000 ~ 5,000	20%	200万円
5,000 ~ 10,000	30%	700万円
10,000 ~ 20,000	40%	1,700万円
20,000 ~ 30,000	45%	2,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）